

介護老人福祉施設 やすらぎグランデ利用料一覧(令和6年8月1日現在)

施設利用負担月額(標準)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	161,809	164,505	167,394	170,129	172,787
<内訳>					
①-施設利用料(介護給付一部負担金)※1割負担の方					
利用料・加算項目/月(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費	22,640	25,005	27,539	29,938	32,270
②個別機能訓練加算Ⅰ	406	406	406	406	406
③看護体制加算Ⅰ口	136	136	136	136	136
④看護体制加算Ⅱ口	271	271	271	271	271
⑤日常生活継続支援加算	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (上記①～⑤の合計金額の14.0%)	3,501	3,832	4,187	4,523	4,849
施設利用料 月額合計	28,509	31,205	34,094	36,829	39,487
②-食費/月(単価 1,800円/日)					
食費 月額合計	55,800				
③-居住費/月(単価 2,500円/日)					
居住費 月額合計	77,500				
※介護負担限度額認定証をお持ちの方は1日当たりの居住費、食費の負担額が下記となります。					
	第三段階		第二段階		第一段階
食費	①	650	390		300
	②	1,360			
居住費	1,370		880		880
<p>※介護保険法に基づく人員配置または基準を満たしていない場合、上記の介護度別の負担額が減額となる場合があります。加算要件を満たしていない場合、上記加算額については加算されません。</p> <p>※端数の関係で、実際の支払額と1円単位の差が発生することがあります。</p> <p>※上記利用料金は介護保険負担割合が1割負担の利用料金となります。一定以上の所得がある方は、介護給付一部負担金が2割または3割となります。</p> <p><その他の加算金額等について></p> <p>※入所後(30日以上入院後の再入所を含む)30日間は、一日当たり33円(処遇改善対象経費)の負担増になります。</p> <p>※入所期間中に入院、または外泊した期間の取り扱いについては、最大6日間(入院日・退院日・または外泊日・帰園日を除く。月を跨ぐ場合は最大12日間)に限り、介護保険給付の取り扱いに応じた料金となります。(1日当たり269円(処遇改善対象経費))</p> <p>※入所期間中に入院又は外泊した期間については、最大6日間(入院日、退院日または外泊日、帰園日を除く。月を跨ぐ場合は最大12日間)に限り、居住費をご負担頂きます。</p> <p>※若年性認知症に該当する方は、1日当たり131円(処遇改善対象経費)の負担増になります。</p> <p>※看取り介護加算に該当する方は、「看取り介護についての同意書(裏面)」又は「契約書別紙」をご参照下さい。(処遇改善対象経費)</p> <p>※疾病治療の手段として医師の発行する処方箋に基づき提供された特別な治療食を提供した方は、1日当たり20円(処遇改善経費)の負担増になります。</p> <p>※その他の加算要件について該当した場合については「契約書別紙」を基に個別にご説明させていただきます。</p> <p>※ その他、個人の嗜好品、理美容費、医療費・薬代等は全て実費負担となります。</p>					